

諮問事項（合算番号単価及び番号単価の修正）に係る委員長意見

合算番号単価及び番号単価の修正については、下記のとおりであり適正であると認められるところから、諮問のとおり修正することが適当と認められるので、答申(案)により答申のこととしたい。

平成20年4月24日

支援業務諮問委員会 委員長 齊藤 忠夫

記

1 修正合算番号単価

6円 で現在の単価に変更はない。
(算定の結果は、6.22円であるが、関係規定に基づき整数未満は四捨五入)

2 修正番号単価

(修正合算番号単価をN T T東西ごとの補てん対象額の割合で案文したもので、支援機関から負担対象事業者に対する負担金の請求やN T T東西別の交付金の交付等に適用)

N T T東日本分 次のとおり修正
3.53123822円
(現在は、3.52441362円)

N T T西日本分 次のとおり修正
2.46876178円
(現在は、2.47558638円)

3 修正額の算定資料

資料1のとおり

合算番号単価及び番号単価の修正

1 番号単価の修正の根拠

- (1) 合算番号単価及び番号単価については、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第27条」に基づく総務省告示第429号(平成18年7月31日)により、毎年9月に6月末現在の算定対象電気通信番号の総数(以下、単に「電話番号数」という。)を用いて算定し、当該年度の1月から翌年度の6月までの6ヶ月間の適用となります。
- (2) この合算番号単価及び番号単価は、その後の電話番号数の増減を反映し、翌年4月に1月末の電話番号数により修正し、当該年度の7月から12月(予定)までの6ヶ月間の適用となります。
- (3) 今回の修正は、上記の関係規定に基づき行うものであり、修正単価の算定結果は、下記のとおりです。

記

1 修正合算番号単価：以下のとおり修正なし

$$6.2286 \dots \quad \text{総務省告示により整数未満の端数は、原則四捨五入}$$

$$= \boxed{6 \text{ 円}} \quad \text{現在の合算番号単価} \quad 6.198 \dots = 6 \text{ 円}$$

2 修正番号単価：以下のとおり修正

$$\text{NTT東日本分} \quad 3.5312382174 \dots$$

$$\dots \text{小数点以下8位未満の端数は四捨五入}$$

$$= \boxed{3.53123822 \text{ 円}} \text{ に修正}$$

$$\text{現在のNTT東日本の番号単価} \quad 3.52441362 \text{ 円}$$

$$\text{NTT西日本分} \quad 2.4687617826 \dots$$

$$\dots \text{小数点以下8位未満の端数は四捨五入}$$

$$= \boxed{2.46876178 \text{ 円}} \text{ に修正}$$

$$\text{現在のNTT西日本の番号単価} \quad 2.47558638 \text{ 円}$$

3 修正合算番号単価等の算定方法

別紙のとおり

4 修正合算番号単価等算定後の対応

(1) 公表

報道発表 4月25日(金) 15時を予定

協会ホームページへ掲載 同日中

自動音声・FAX案内サービス 同日中

(2) 算定結果の通知

総務大臣、適格電気通信事業者(NTT東西)

負担対象電気通信事業者(51社)